

平成27年度
事業概要



栃木県県北食肉衛生検査所

〒324-0063 栃木県大田原市町島66-2
TEL 0287-22-5565
FAX 0287-22-8923

目 次

第1章 検査所の概要

1 沿 革	2
2 組 織	3
3 施 設	6
4 主要試験検査備品一覧	8
5 管内と畜場一覧	9
6 検査手数料	10
7 と畜場使用料等	10

第2章 事業の実績

I と畜検査業務

1 年度別と畜検査頭数の推移	12
2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数	14
3 と畜場別、月別と畜検査頭数	14
4 市町別検査頭数	15
5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	16
6 疾病別集計表	19
7 年度別事故畜検査頭数	22
8 事故畜の畜種別疾病数	22
9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数	23
10 事故畜・切迫獣取扱い時間の状況	23
11 試験検査実施状況	24
12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査	30
13 衛生指導事業	31
14 研究機関等への協力	33

II 食鳥検査業務

1 食鳥検査の状況	34
2 認定小規模食鳥処理場	34
3 試験検査実施状況	35

III 学会・研修会等

1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)	36
2 調査研究発表	36

IV その他

1 案内図	46
-------	----

第 1 章 検査所の概要

1 沿革

昭和45年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により、地方行政機関として栃木県食肉衛生検査所（本所並びに2支所）を設置

○施設

	建物の構造	面積	備考
本 所	木造平屋	105.99㎡	
栃木支所	〃	49.68㎡	栃木枝肉センター管理棟の一部を借用
那須支所	〃	16.52㎡	西那須野町と畜場管理棟の一部を借用

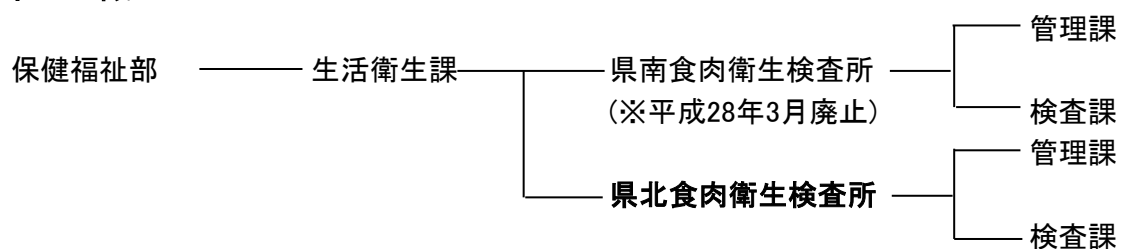
○職員

	事務吏員	と畜検査員	計	備考
本 所	1	7	8	
栃木支所		5	5	
那須支所		3	3	
計	1	15	16	

宮内庁御料牧場簡易と畜場 と畜検査員1(併任)

- 昭和46年10月 那須支所移転
西那須野町と畜場廃止に伴い、新設された那須地区食肉センター内に移転
事務所及び試験室(63.18㎡)は那須地区広域行政事務組合管理棟の一部を借用
- 昭和47年 3月 本所事務所(鉄骨プレハブ51.84㎡)並びに動物飼育室(鉄骨プレハブ6.48㎡)を増設
- 昭和50年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により本所に庶務検査課及び業務課を設置
- 昭和53年 6月 本所新築移転
宇都宮市と畜場並びに宇都宮市食肉地方卸売市場新築移転に伴い、場内に移転
(鉄筋コンクリート造2階建499.18㎡)
- 昭和54年 3月 那須支所事務所新築(鉄骨造平屋82.21㎡)
- 昭和57年 3月 那須支所試験検査室新築(鉄骨造平屋115.02㎡)
- 平成 4年 1月 那須支所事務所改修(事務室47.79㎡ 鉄骨造平屋88.06㎡)
- 平成 4年 4月 食鳥検査開始
- 平成 4年12月 本所事務所及び検査室増築(649.84㎡)
- 平成 8年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により栃木県食肉衛生検査所を食肉衛生検査所に改め、
栃木県南食肉衛生検査所並びに栃木県北食肉衛生検査所を設置、各々管理課及び
検査課を設置(宇都宮市の中核市移行に伴い宇都宮市食肉衛生検査所発足)
- 平成 9年 3月 栃木県北食肉衛生検査所新築(鉄骨造3階建 696.0㎡)
- 平成12年 4月 認定小規模食鳥処理場に係る業務加わる
- 平成13年10月 BSEスクリーニング検査開始
- 平成15年 1月 那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止
- 平成20年 1月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場休業
- 平成20年12月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場廃止
- 平成24年 3月 放射性セシウムスクリーニング検査開始
- 平成25年 7月 BSEスクリーニング検査を48カ月齢超に変更
- 平成28年 3月 栃木県南食肉衛生検査所廃止

2 組 織



(1) 職員の構成と配置

(平成28年3月31日現在)

		事務員	と畜検査員	と畜検査 嘱託員	食肉安全 検査嘱託員	臨 時 補助員	と畜検査 補 助 員	計
所	長	-	1	-	-	-	-	1
所長補佐(総括)		-	1	-	-	-	-	1
管 理 課	副主幹 兼 課 長	-	1	-	-	-	-	1
	係 長	1	-	-	-	-	-	1
	主 任	-	1	-	-	-	-	1
	技 師	-	1	-	-	-	-	1
検 査 課	所長補佐 兼 課 長	-	1	-	-	-	-	1
	主 査	-	1 ^{※1}	-	-	-	-	1
	主 任	-	1	-	-	-	-	1
	技 師	-	1	-	-	-	-	1
	その他	-	5 ^{※2}	-	1 ^{※3}	-	1	7
計		1	14	-	1	-	1	17

- ※1 再任用
- ※2 宮内庁御料牧場職員 (併任)
- ※3 2名が交替で勤務

(2) 栃木県行政組織規程(抜粋)

(食肉衛生検査所)

第55条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃 木 県 県 南 食肉衛生検査所	栃 木 市	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、 河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡
栃 木 県 県 北 食肉衛生検査所	大 田 原 市	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷郡、那須郡

3 食肉衛生検査所に、管理課及び検査課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 1) 公印の保管に関すること。
- 2) 職員の服務に関すること。
- 3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- 5) 物品の出納保管に関すること。
- 6) 県有財産の維持管理に関すること。
- 7) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。
- 8) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、検査課の主管に属しない事務に関すること。

検査課

- 1) と畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。
- 2) と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- 3) と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- 4) と畜場及び食鳥処理場内の食品衛生に関すること。

(3) 出先機関の長への特定委任事項〔栃木県事務決裁及び委任規則(抜粋)〕

1 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務

- (1) 第4条第3項の規定による届出の受理
- (2) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限
- (3) 第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (4) 第8条(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令
- (5) 第13条第1項第1号の規定による届出の受理
- (6) 第13条第3項の規定による指示
- (7) 第14条第1項から第4項までの規定による検査
- (8) 第16条の規定によるとさつ及び解体の禁止等必要な措置
- (9) 第17条の規定による報告の徴収及び立入検査
- (10) 第18条第2項の規定による停止命令並びにとさつ及び解体の禁止

2 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)に基づく事務

- (1) 第4条第2号の規定による指定及び許可
- (2) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可
- (3) 第7条の規定による検査申請書の受理
- (4) 第9条の規定による検印の押印

3 食品衛生法に基づく事務

- (1) 第28条の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去(と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。以下この項において同じ。)
- (2) 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令

4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

- (1) 第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項及び第14条の規定による届出の受理
- (2) 第13条及び第16条第6項の規定による解任命令
- (3) 第15条第1項から第3項までの規定による検査
- (4) 第16条第7項の規定による報告の受理
- (5) 第16条第9項の規定による指導及び助言
- (6) 第20条の規定によるとさつ、羽毛の除去及び内臓の摘出の禁止等の措置
- (7) 第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収(届出食肉販売業者に係るものを除く。(5)において同じ。)
- (8) 第38条第1項及び第2項の規定による立入検査及び物件の収去

5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)に基づく事務

- (1) 第27条第2項の規定による検査申請書の受理

6 栃木県手数料条例に基づく事務

- (1) 第6条の規定による別表第1の164の項及び213の項に掲げる手数料の減免

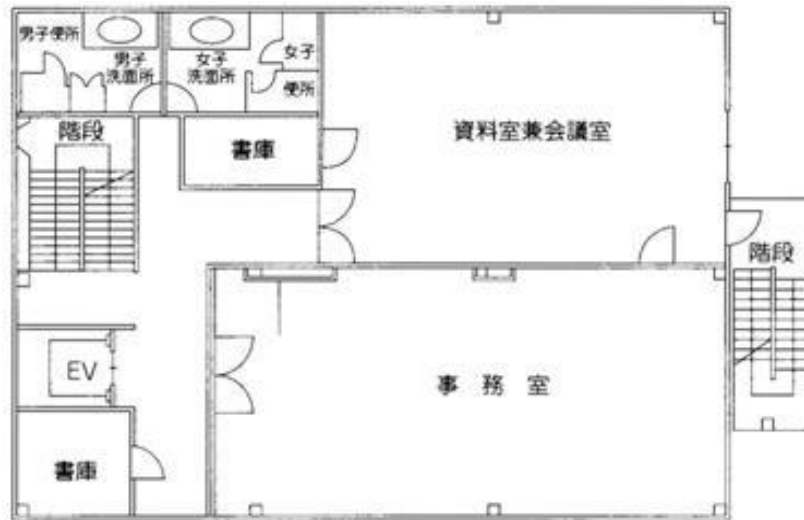
7 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく事務

- (1) 第7条第2項ただし書の規定による焼却免除の許可

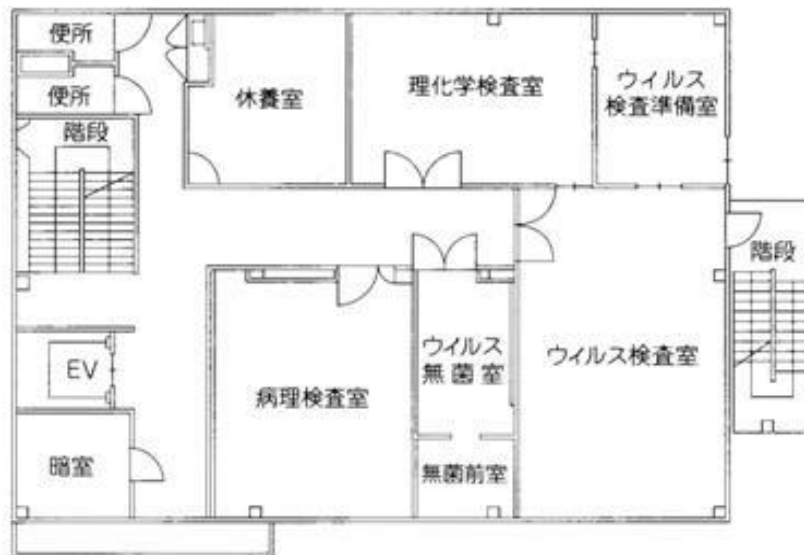
3 施 設

建物の構造	鉄骨造3階建
延 面 積	696.00m ²
細 菌 検 査 室	55.25m ²
病 理 検 査 室	34.13m ²
理 化 学 検 査 室	29.25m ²
試 験 検 査 準 備 室	26.00m ²
暗 室	8.70m ²
無 菌 室	11.25m ²
飼 育 室	5.00m ²
ウ イ ル ス 検 査 室	42.50m ²
ウ イ ル ス 準 備 室	13.50m ²
ウ イ ル ス 無 菌 室	12.37m ²
無 菌 室 前 室	5.50m ²
解 剖 室	22.75m ²
更 衣 室	15.96m ²
休 養 室	12.38m ²
浴 室	6.60m ²
脱 衣 室	5.04m ²
便 所	33.87m ²
書 庫	8.70m ²
倉 庫	6.00m ²
機 械 室	4.75m ²
会 議 室	65.00m ²
事 務 室	84.50m ²
玄 関 ・ 廊 下 ・ 他	187.00m ²
敷 地 面 積	(借地) 610.00m ²

3 F (234㎡)



2 F (234㎡)



1 F (228㎡)



4 主要試験検査備品一覧

① 細菌検査室	② 病理検査室	③ 理化学検査室	④ ウイルス検査室
蒸留・純水製造装置 分注器 オートドライデシケーター 超音波ピペット洗浄機 試験管洗浄機 超音波洗浄機 上皿直示天秤 器具乾燥機 恒温水槽 遠心分離機 冷蔵庫 薬用冷蔵ショーケース 乾熱滅菌器 高圧蒸気滅菌器 蛍光顕微鏡 ディスカッション顕微鏡 双眼顕微鏡 低温恒温器 ろ過滅菌器 破碎機(ストマッカー) 安全キャビネット エアーサンプラー タッチミキサー UVランプ 実体顕微鏡 冷凍庫(-30℃) スポットケム サンプルミキサー 卓上器具滅菌器 PCR装置一式	パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 自動包埋器 ミクローム 自動染色装置 プレパレート整理箱 ドラフトチャンバー クリオスタット 三眼顕微鏡 冷凍庫(-30℃) 顕微鏡用デジタルカメラ 振盪機	高速液体クロマトグラフ 超高速ホモジナイザー 直示分析天秤 上皿直示天秤 遠心分離機 超音波洗浄機 冷却水循環装置 セツプパツクラック 固相抽出キット 高圧蒸気滅菌器 振盪機 器具乾燥機 ドラフトチャンバー 純水製造装置 超純水製造装置 タッチミキサー 小型自記温湿度計 カード式自記温度計 データ読取器 薬用冷蔵ショーケース 標準分銅 標準温度計 ロータリーエバポレーター オートドライデシケーター PHメーター サーモミキサー クーリングアスピレーター	超音波ピペット洗浄機 冷蔵庫 高圧蒸気滅菌器 マイクロプレートウォッシャー オートウォッシャー 乾熱滅菌器 低温恒温器 炭酸ガス孵卵器 遠心分離機 微量冷却遠心分離機 クリーンベンチ ホモジナイザー マイクロピペット マイクロピペット8連 超音波細胞破碎機 製氷機 倒立顕微鏡 ろ過滅菌器 超高速低温遠心機 恒温水槽 NaIシンチレーションスペクトロメータ
⑤ その他			BSE関係 マイクロプレートリーダー マイクロプレートウォッシャー 卓上細胞破碎機 アルミブロック恒温槽 安全キャビネット 遠心機 インキュベーター 高圧蒸気滅菌器 天秤 冷凍庫(-20℃) マイクロピペット 8連ピペッター フィンピペット 連続分注器 ピペットポンプ ボルテックスミキサー

5 管内と畜場一覧



平成28年3月31日現在

と畜場名	と畜場番号	所在地	事業主体	建築年	と畜場施設延面積		一日処理能力		備考
					延面積	処理室	大動物	小動物	
那須地区食肉センター	9	大田原市町島 字和久前66-2 (TEL0287-22-5562)	那須地区広域行政事務組合	昭和46年	m ² 927.83	m ² 189.60	頭 23	頭 32	
農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点	10	那須塩原市 千本松768 (TEL0287-36-0111)	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構	昭和34年	353.00	97.30	5	—	
宮内庁御料牧場簡易と畜場	15	塩谷郡高根沢町 大字上高根沢6020 (TEL028-675-1111)	宮内庁	平成22年	229.86	112.76	—	10	簡易
計			市町村 その他 国	1 1 1			28	42	

(国研): 国立研究開発法人

6 検査手数料

栃木県手数料条例(第2条別表第1抜粋)

平成28年3月31日現在

名	称	手	数	料
一般と畜場設置許可申請		1件につき		22,000円
簡易と畜場設置許可申請		1件につき		10,000円
と畜検査	牛	1頭につき		730円
	馬	1頭につき		730円
	とく	1頭につき		310円
	豚	1頭につき		310円
	めん羊・山羊	1頭につき		100円
食鳥処理事業許可申請		1件につき		19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請		1件につき		10,000円
食鳥検査		1羽につき		5円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定認定申請		1件につき		5,500円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定変更認定申請		1件につき		2,300円

7 と畜場使用料等

(1) と畜場使用料(平成28年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	4,551	4,551	4,167(ア) 1,762(イ)	1,516	1,762	26. 4. 1	時間外切迫 5割増
農業・食品産業技術総 合研究機構畜産草地 研究所那須研究拠点	—	—	—	—	—	—	設置者専用
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	—	—	—	—	—	—	設置者専用

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

(2) 解体料(平成28年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	2,869	2,869	1,156(ア) 477(イ)	884	884	26. 4. 1	

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

第 2 章 事業の実績

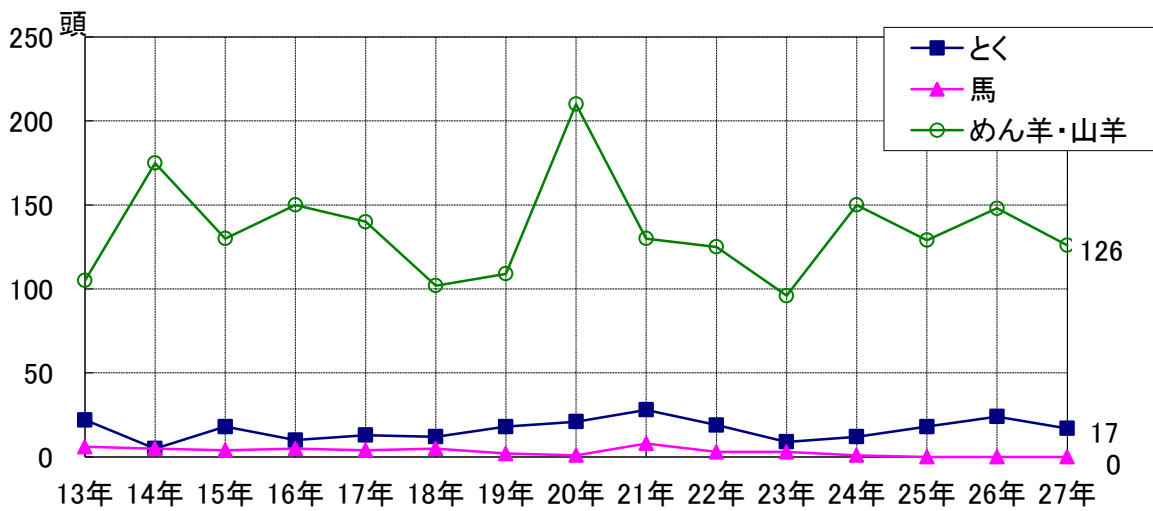
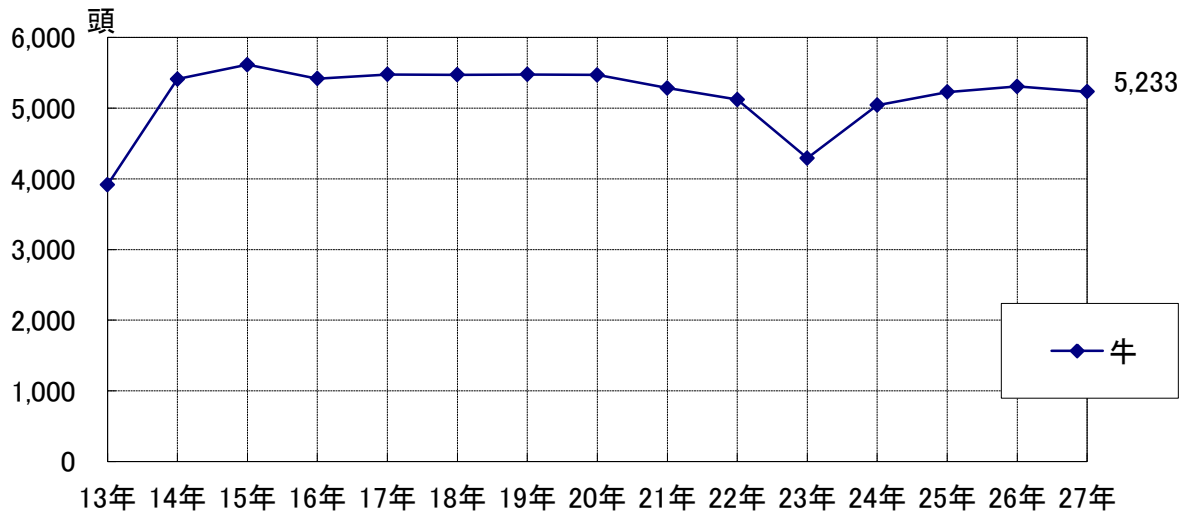
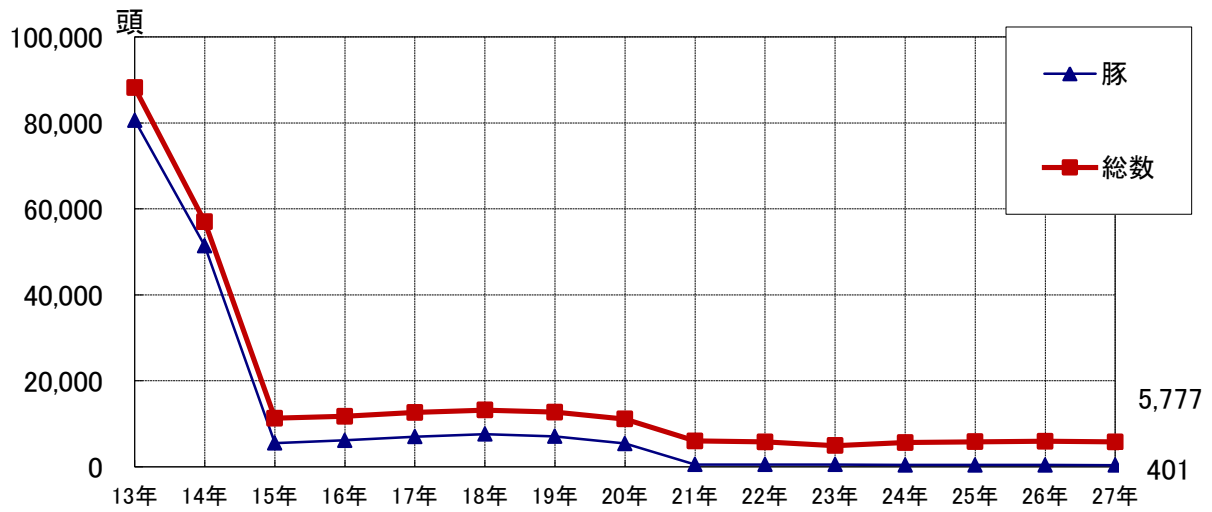
I と畜検査業務

1 年度別と畜検査頭数の推移

年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
13	3,918	22	6	80,599	175	6	84,726
14	5,412	5	5	51,387	130	-	56,939
15	5,615	18	4	5,528	150	-	11,315
16	5,418	10	5	6,155	140	-	11,728
17	5,478	13	4	7,005	102	-	12,602
18	5,474	12	5	7,599	109	-	13,199
19	5,478	18	2	7,096	210	-	12,804
20	5,471	21	1	5,399	130	-	11,022
21	5,285	28	8	548	125	-	5,994
22	5,122	19	3	535	96	-	5,775
23	4,293	9	3	538	150	-	4,993
24	5,044	12	1	442	129	-	5,628
25	5,228	18	-	437	167	-	5,850
26	5,307	24	0	440	137	11	5,919
27	5,233	17	-	401	116	10	5,777

注)平成14年度で那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止

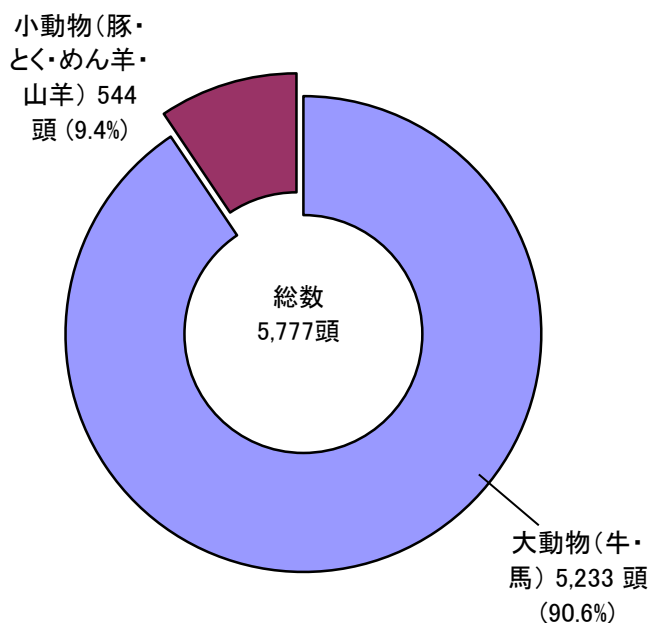
と畜検査頭数の推移



2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数

と畜場名	開場日数	計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
那須地区 食肉センター	241	5,595	5,226	17	-	342	-	10
農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点	4	7	7	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	25	175	-	-	-	59	116	-
合計	270	5,777	5,233	17	-	401	116	10

と畜検査の畜種割合



3 と畜場別、月別と畜検査頭数

と畜場名	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
那須地区 食肉センター	5,595	481	419	485	533	456	467	509	472	471	419	424	460
農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点	7	2	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	175	4	5	28	20	10	14	15	4	16	10	9	40
合計	5,777	487	428	514	553	466	481	524	476	487	429	433	500

4 市町別検査頭数

市 町 名	牛		と く		馬		豚		めん羊・山羊		計	
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
県北地域	大田原市	582	11	7	41	-	0	342	85	-	0	931
	那須塩原市	2,008	38	3	18	-	0	-	0	-	0	2,011
	那須烏山市	871	17	-	0	-	0	-	0	-	0	871
	那須町	763	15	6	35	-	0	-	0	10	8	779
	那珂川町	149	3	-	0	-	0	-	0	-	0	149
	小計	4,373	84	16	94	-	0	342	85	10	8	4,741
県央地域	宇都宮市	22	0	-	0	-	0	-	0	-	0	22
	鹿沼市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	日光市	3	0	-	0	-	0	-	0	-	0	3
	真岡市	25	0	-	0	-	0	-	0	-	0	25
	矢板市	64	1	-	0	-	0	-	0	-	0	64
	さくら市	58	1	-	0	-	0	-	0	-	0	58
	上三川町	9	0	-	0	-	0	-	0	-	0	9
	益子町	18	0	-	0	-	0	-	0	-	0	18
	茂木町	6	0	-	0	-	0	-	0	-	0	6
	市貝町	33	1	-	0	-	0	-	0	-	0	33
	芳賀町	23	0	-	0	-	0	-	0	-	0	23
	塩谷町	40	1	-	0	-	0	-	0	-	0	40
	高根沢町	52	1	1	6	-	0	59	15	116	92	228
小計	353	7	1	6	-	0	59	15	116	92	529	
県南地域	栃木市	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	2
	佐野市	48	1	-	0	-	0	-	0	-	0	48
	小山市	317	6	-	0	-	0	-	0	-	0	317
	下野市	9	0	-	0	-	0	-	0	-	0	9
	壬生町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	376	7	-	0	-	0	-	0	-	0	376
県内合計	5,102	97	17	100	-	0	401	100	126	100	5,646	
県外	131	3	-	0	-	0	-	0	-	0	131	
合計	5,233	100	17	100	-	0	401	100	126	100	5,777	

5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの原因

県北食肉衛生検査所

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計		
		細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
		炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	産物又は炎症による汚染		炎症又は炎症	変性または萎縮
牛 5,233	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	154	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	3	56	6	3	-	1	-	-	-	-	-	85
	一部廃棄	4,274	/	/	/	-	-	/	7	-	/	-	-	-	-	/	/	/	5	274	7	/	/	3,899	1,175	1,624	
とく 17	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	15	/	/	/	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	14	3	5	
馬 -	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	-	/	/	/	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	-	-	-	-
豚 401	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	2	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	一部廃棄	322	/	/	/	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	1	-	/	/	311	13	25	
めん羊 116	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	11	/	/	/	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	10	-	1	
山羊 10	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	-
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	1	/	/	/	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	/	1	-	-	

(1) 那須地区食肉センター

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																						計		
		細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病								
		炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中		産	炎
そ	丹	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	物	症	性	の	
牛 5,226	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	154	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	56	6	3	-	1	-	-	-	-	85
	一部廃棄	4,272	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	274	7	-	3,898	1,174	1,624	6,989
とく 17	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	3	5	22
馬 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚 342	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
	一部廃棄	309	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	302	9	25	337
めん羊 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊 10	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1

6 疾病別集計表

- ・センター: 那須地区食肉センター
- ・草地: 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点
- ・御料: 宮内庁御料牧場簡易と畜場

(1) 牛の疾病別集計表

No.	疾病名	センター	草地	計	No.	疾病名	センター	草地	計
1	肺炎	355	-	355	39	肝膿瘍	172	-	172
2	吸血肺	23	-	23	40	肝包膜炎	309	-	309
3	肺水腫	5	-	5	41	肝富脈斑	419	-	419
4	肺気腫	521	-	521	42	おが屑肝	2	-	2
5	肺膿瘍	60	-	60	43	脂肪肝	115	-	115
6	胸膜炎	839	-	839	44	うっ血肝	3	-	3
7	心外膜炎	174	-	174	45	肝腫瘍	1	-	1
8	心筋炎	37	-	37	46	胆管炎	3	-	3
9	心内膜炎	7	-	7	47	肝のう包	1	-	1
10	創傷性心外膜炎	1	-	1	48	褪色肝	1	-	1
11	心リポフスチン沈着症	59	-	59	49	肝リポフスチン沈着症	154	-	154
12	心冠脂肪水腫	36	-	36	50	腎リポフスチン沈着症	40	-	40
13	心冠脂肪黄変	1	-	1	51	腎壊死	1	-	1
14	脾腫	18	-	18	52	腎炎	1,756	1	1,757
15	脾包膜炎	29	-	29	53	腎のう腫	435	-	435
16	脾壊死	1	-	1	54	腎膿瘍	10	-	10
17	リンパ節炎	739	-	739	55	腎臓結石	5	-	5
18	リンパ節膿瘍	4	-	4	56	腎周囲脂肪壊死	44	1	45
19	横隔膜炎	65	-	65	57	腎腫瘍	2	-	2
20	横隔膜膿瘍	61	-	61	58	腎周囲脂肪水腫	4	-	4
21	舌炎	4	-	4	59	膀胱炎	276	-	276
22	胃炎	89	1	90	60	膀胱結石	12	-	12
23	胃膿瘍	4	-	4	61	尿道炎	8	-	8
24	創傷性胃炎	20	-	20	62	尿道結石	4	-	4
25	第四胃潰瘍	2	-	2	63	子宮内膜炎	193	-	193
26	第四胃変位	13	-	13	64	子宮外膜炎	3	-	3
27	小腸炎	83	-	83	65	子宮蓄膿症	151	-	151
28	大腸炎	64	-	64	66	妊娠子宮	278	-	278
29	ヘルニア	1	-	1	67	子宮脱	1	-	1
30	腹膜炎	128	-	128	68	産褥子宮	333	-	333
31	腹膜膿瘍	76	-	76	69	膣脱	2	-	2
32	腸間膜膿瘍	8	-	8	70	胎児ミイラ変性	1	-	1
33	腸間膜脂肪壊死	78	1	79	71	死胎	6	-	6
34	腸間膜脂肪水腫	18	-	18	72	胎児浸漬	1	-	1
35	腸間膜脂肪黄変	1	-	1	73	間性	1	-	1
36	肝炎	2,125	-	2,125	74	卵巣のう腫	21	-	21
37	肝間質炎	1	-	1	75	潜在精巢	1	-	1
38	肝硬変	9	-	9	76	骨折	67	-	67

(2) とくの疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	草地	計
77	骨 膿 瘍	20	-	20
78	脊 椎 膿 瘍	1	-	1
79	骨 瘤	57	-	57
80	脱 臼	161	-	161
81	関 節 炎	224	-	224
82	関 節 膿 瘍	28	-	28
83	筋 炎	1,149	-	1,149
84	筋 膿 瘍	101	-	101
85	筋 血 腫	12	-	12
86	筋 水 腫	14	-	14
87	筋 断 裂	2	-	2
88	腱 断 裂	2	-	2
89	蹄 炎	2	-	2
90	皮 下 出 血	1,108	-	1,108
91	皮 下 水 腫	216	-	216
92	皮 下 血 腫	5	-	5
93	皮 下 膿 瘍	54	-	54
94	臍 膿 瘍	2	-	2
95	乳 房 炎	297	-	297
96	乳 房 靱 帯 損 傷	2	-	2
97	乳 頭 腫	3	-	3
98	起 立 不 能 症	655	-	655
99	第 四 胃 変 位 整 復 術 痕	109	-	109
100	奇 形	2	-	2
101	注 射 反 応	1	-	1
102	そ の 他 の 疾 病	1	-	1
103	放 線 菌 症	7	-	7
104	膿 毒 症	3	-	3
105	敗 血 症 (疔 状 心 型)	56	-	56
106	尿 毒 症	4	-	4
107	黄 疸	3	-	3
108	腫 瘍 (全 身 性)	1	-	1
109	そ の 他 の 腫 瘍	1	-	1
110	白 血 病	84	-	84
111	高 度 の 黄 疸	3	-	3
	合 計	14,985	4	14,989

No.	疾 病 名	センター	計
1	肺 炎	5	5
2	肺 膿 瘍	1	1
3	胸 膜 炎	5	5
4	リ ン パ 節 炎	1	1
5	横 隔 膜 膿 瘍	1	1
6	肝 炎	8	8
7	肝 硬 変	1	1
8	肝 膿 瘍	2	2
9	肝 富 脈 斑	1	1
10	腎 炎	7	7
11	腎 の う 腫	1	1
12	脱 臼	2	2
13	関 節 炎	2	2
14	筋 炎	1	1
15	筋 膿 瘍	1	1
16	皮 下 出 血	3	3
17	起 立 不 能	1	1
18	奇 形	1	1
	合 計	44	44

(4) 豚の疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	御 料	計
1	肺 炎	261	-	261
2	吸 血 肺	1	9	10
3	肺 気 腫	14	-	14
4	肺 膿 瘍	40	-	40
5	胸 膜 炎	153	-	153
6	心 外 膜 炎	17	-	17
7	脾 腫	3	-	3
8	脾 包 膜 炎	1	-	1
9	リ ン パ 節 炎	10	-	10
10	胃 炎	1	-	1
11	小 腸 炎	14	-	14
12	大 腸 炎	14	-	14
13	へ ル ニ ア	2	-	2
14	腹 膜 炎	12	-	12
15	腹 膜 膿 瘍	1	-	1
16	腸 間 膜 脂 肪 黄 変	1	-	1
17	肝 炎	12	-	12
18	肝 間 質 炎	5	9	14
19	肝 硬 変	3	-	3
20	肝 膿 瘍	1	-	1
21	肝 包 膜 炎	5	-	5
22	う っ 血 肝	1	-	1
23	脾 臓 水 腫	1	-	1
24	腎 炎	8	-	8
25	腎 の う 腫	7	3	10
26	腎 萎 縮	-	1	1
27	膀 胱 炎	4	-	4
28	骨 折	2	-	2
29	骨 膿 瘍	3	-	3
30	関 節 炎	2	-	2
31	関 節 膿 瘍	3	-	3
32	筋 炎	4	-	4
33	筋 膿 瘍	2	-	2
34	蹄 炎	1	-	1
35	尾 咬 症	4	-	4
36	鎖 肛	1	-	1
37	皮 下 出 血	5	-	5
38	皮 下 水 腫	1	-	1

No.	疾 病 名	センター	御 料	計
39	皮 下 血 腫	1	-	1
40	皮 下 膿 瘍	2	-	2
41	敗血症(疣状心型)	1	-	1
42	高 度 黄 疸	1	-	1
合 計		625	22	647

(5) めん羊の疾病別集計表

No.	疾 病 名	御 料	計
1	胸 膜 炎	1	1
2	心 外 膜 炎	1	1
3	肝 包 膜 炎	1	1
4	腎 炎	5	5
5	骨 折	1	1
6	皮 下 膿 瘍	2	2
合 計		11	11

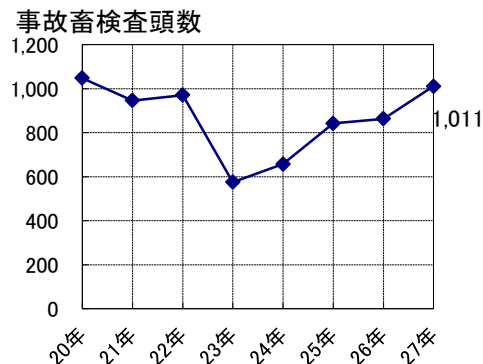
(6) 山羊の疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	計
1	へ ル ニ ア	1	1
2	腎 炎	1	1
合 計		2	2

7 年度別事故畜検査頭数

(牛およびとく)

県北食肉衛生検査所			
年度	検査頭数	事故畜検査頭数	事故畜割合(%)
20	5,492	1,048	19.08%
21	5,313	946	17.81%
22	5,141	971	18.89%
23	4,302	575	13.37%
24	5,056	657	12.99%
25	5,246	842	16.05%
26	5,331	863	16.19%
27	5,250	1,011	19.26%



事故畜: 獣医師が急性運動機能障害と診断し搬入された獣畜

馬、豚、めん羊は該当なし

8 事故畜の畜種別疾病数

措置	判定病名	牛	とく
と殺禁止	該当なし		
全部廃棄	敗血症	31	-
	牛白血病	31	-
	高度の黄疸	2	-
	膿毒症	3	-
	尿毒症	1	-
	小計	68	-
一部廃棄	起立不能症	668	1
	脱臼	158	2
	関節炎等	68	1
	骨折等	36	-
	筋炎等	1	-
	その他	8	-
	小計	939	4
総計		1,007	4

9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数

該当なし

10 事故畜・切迫獣畜取扱い時間の状況

項目 畜種	平 日			休日(祭日)		計
	A	B	C	B	C	
牛	1,007	-	-	-	-	1,007
とく	4	-	-	-	-	4
めん羊	-	-	-	-	-	-
山 羊	-	-	-	-	-	-
豚	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
計	1,011	-	-	-	-	1,011

(注)A:勤務時間 B:AC以外の時間帯 C:深夜・早朝(22:00~5:00)、切迫獣畜については該当なし

11 試験検査実施状況

(1) 行政検査(と畜検査関係)

畜種	疾病名	検査頭数	検体数	細菌学的検査		病理学的検査		血液学的検査	生化学的検査		寄生虫学的検査	血清学的検査	抗菌性物質検査		その他	延検査数	全部廃棄数
				鏡検	培養	組織検査	細胞検査		定性	定量			簡易	分別			
牛※1	敗血症	56	168	246	326	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152	724	56
	膿毒症	3	3	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	17	3
	尿毒症	8	8	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	32	6
	高度の黄疸	6	6	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	12	3
	牛白血病	85	201	-	-	2	205	-	-	-	-	76	-	-	-	283	85
	全身性腫瘍	1	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1
	小計	159	393	252	332	9	205	-	-	44	-	76	-	-	157	1,075	154
豚	敗血症	1	4	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	15	1
	高度の黄疸	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1
	小計	2	5	4	8	-	-	-	-	2	-	-	-	-	3	17	2
合計	161	398	256	340	9	205	-	-	46	-	76	-	-	160	1,092	156	

※1 とく含む

(2) 行政検査(食品衛生検査関係)

検査内容	項目	頭数	検体数	抗生物質※	合抗菌	成剤	フルペンダゾール	残留農薬
残留有害物質モニタリング検査(牛)		32	32	25	32	32	2	
残留有害物質モニタリング検査(豚)		4	4	2	4	4	-	
放射性セシウムモニタリング検査(牛)		39	39	-	-	-	-	
放射性セシウムモニタリング検査(豚)		5	5	-	-	-	-	
放射性セシウムモニタリング検査(めん羊)		8	8	-	-	-	-	
放射性セシウムモニタリング検査(山羊)		4	4	-	-	-	-	
合計		92	92	27	36	36	2	

※抗生物質検査の一部は栃木県県南食肉衛生検査所で実施

(3) 試験検査実施状況(一般検査)

検査項目 試験名		頭数	検体数	細菌学的検査				病理学的検査			生化学的検査		寄生虫学的検査	残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
				鏡検	培養	血清学的検査	その他	組織検査	細胞診	その他	血液検査	その他		寄生虫学的検査	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤			
牛	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	51	102	-	816	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	816	
	枝肉汚染調査 (腸管出血性大腸菌O157等)	51	102	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	51	102	-	153	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153	
	GFAP 残留量調査	24	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	24	
	と畜場内拭き取り検査	1	20	-	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	
豚	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	34	68	-	544	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	544	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	34	68	-	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102	
計		246	510	-	1,686	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	1,730	

(4) 試験検査実施状況(精度管理)

検査項目 試験名		検体数	細菌学的検査				残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
			鏡検	培養	血清学的検査	その他	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤	その他			
精度管理		8	2	90	4	7	3	5	1	-	-	112	

(5) 牛及び豚枝肉の微生物等汚染調査

管内と畜場の衛生水準の向上を目的として、衛生的なと畜解体を指導するために、枝肉の微生物汚染状況を調査した。

ア 検査実施期間

(ア) 牛

平成27年4月から平成28年3月まで

(イ) 豚

平成27年4月から平成28年3月まで

※厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「平成27年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査について」(平成27年7月30日付け食安監発第0730第1号)により実施

イ 牛枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵
胸部	51	-	11	32	8	-
肛門周囲部	51	1	19	27	4	-

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 ²	<10 ³
胸部	51	49	2	-	-
肛門周囲部	51	42	8	1	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	51	-

(エ) 腸管出血性大腸菌O157、O26、O111等

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	51	2
施設	20	1

(オ) グリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量(単位:ng/10cm²)

拭き取り場所	検査件数	<3	<6	<9	<12	12≤
頸部	24	24	-	-	-	-
外側腹部	24	24	-	-	-	-

*GFAP:脳脊髄組織による枝肉汚染の指標

ウ 豚枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵
胸部	34	6	13	13	2	-
肛門周囲部	34	18	12	3	-	1

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 ²
胸部	34	33	1	-
肛門周囲部	34	33	1	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	34	-

(6) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内生産の牛及び豚を対象に、「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知 平成20年4月1日付け事務連絡)に基づき、検査を行った。

ア 抗生物質

畜種	項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛		25	25	-
豚		2	2	-
計		27	27	-

検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

イ 合成抗菌剤

畜種	項目	検査頭数		検査検体数		陽性件数
		検査総数※	うち当所採材分	検査総数※	うち当所採材分	
牛		32	25	32	25	-
豚		4	2	4	2	-
計		36	27	36	27	-

検査法:平成5年4月1日付け衛乳第79号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

※栃木県県南食肉衛生検査所採材分についても当所で検査実施

ウ 動物用医薬品(フルベンダゾール)

畜種	項目	検査頭数		検査検体数		陽性件数
		検査総数※	うち当所採材分	検査総数※	うち当所採材分	
牛		32	25	32	25	-
豚		4	2	4	2	-
計		36	27	36	27	-

検査法:平成17年1月24日付け食安発第0124001号中の「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」

※栃木県県南食肉衛生検査所採材分についても当所で検査実施

エ 残留農薬

畜種	項目	検査頭数	総DDT		ディルドリン*1		ヘプタクロル*2	
			検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛		2	2	-	2	-	2	-
豚		-	-	-	-	-	-	-
計		2	2	-	2	-	2	-

*1 アルドリンを含む

*2 ヘプタクロルエポキサイドを含む

※ 検査は、保健環境センターに依頼

オ 放射性セシウムモニタリング検査

畜種	項目	検査頭数	放射能セシウム値 (Bq/kg)			備 考
			測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
牛		39	39	-	-	栃木県産：7頭 茨城県産：6頭 新潟県産：4頭 北海道産：22頭
豚		5	5	-	-	栃木県産：5頭
めん羊		8	8	-	-	栃木県産：8頭
山羊		4	4	-	-	栃木県産：4頭

※1 測定機器：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値：25Bq/kg

(7) TSEスクリーニング検査実施状況

	牛	めん羊	山羊*
	生後48ヶ月齢超	12ヵ月齢以上	12ヵ月齢以上
那 須 地 区 食 肉 セ ン タ ー	3,205	-	-
畜産草地研究所 那須研究拠点	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	-	116	-
結 果	すべて陰性		

注)* 12ヶ月齢未満の山羊(10頭)は、TSE検査を要しないため実施せず

12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の一部解除に伴い、平成23年8月29日から管内と畜場に出荷された栃木県産牛の放射性物質検査の検体採材を行っている。

検査は栃木県県央・県南家畜保健衛生所で行った。

採 材 期 間	検査頭数	放射性セシウム値(Bq/kg)	
		≤100	>100
平成27年4月1日～平成28年3月31日	4,959	4,959	-

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

13 衛生指導事業

栃木県と畜場監視指導要領における食品衛生監視指導計画及びと畜場監視マニュアルに基づき、監視指導を行っている。

(1) と畜の衛生管理指導

と畜場の衛生管理向上を目的として、と畜作業従事者等に対する衛生講習会、立入り調査等を実施した。

ア 衛生講習会

場 所 県北食肉衛生検査所
対象者 那須地区食肉センター関係者

第1回 平成27年6月24日 参加者 19名
内 容 枝肉の微生物汚染状況の改善について 他
第2回 平成28年2月19日 参加者 22名
内 容 那須地区食肉センターにおける標準作業手順書について 他

イ 立入調査

場 所 那須地区食肉センター
立会者 那須地区食肉センター職員など 3名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
第1回 平成27年7月29日
第2回 平成28年2月24日

場 所 宮内庁御料牧場
立会者 宮内庁御料牧場 衛生係 1名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
日 時 平成27年7月7日

場 所 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点
立会者 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所那須研究拠点 研究員 2名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
日 時 平成27年6月29日

ウ 衛生管理責任者等打ち合わせ

場 所 那須地区食肉センター
参加者 衛生管理責任者、作業衛生責任者
内 容 と畜作業時の衛生管理
実施回数 7回／年

(2) 枝肉等輸送車の衛生指導

当所で定めた「枝肉等輸送車の衛生指導実施要領」に基づき、衛生指導を行った。

ア 対象

那須地区食肉センターに出入りする枝肉輸送車4台及び内臓輸送車3台

イ 実施期間

平成27年6月～7月

ウ 実施内容及び方法

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

要領に基づき、枝肉等輸送車の保有者又は管理者等から、枝肉等輸送車や枝肉取扱時の衛生管理状況について聞き取りを行った。

(イ)拭き取り調査

枝肉等輸送車の格納庫内の拭き取り(100cm²)を行い、生菌数及び大腸菌群数の検査を行った。

エ 結果

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

庫内の清掃、適正な温度管理について指導した。

(イ)拭き取り調査

cfu/cm ²	生菌数	cfu/cm ²	大腸菌群数
10未満	5	1未満	7
10以上100未満	1	1以上5未満	-
100以上300未満	1	5以上10未満	-
300以上	-	10以上	-
計	7台	計	7台

14 研究機関等への協力

幹 旋 先	機関数	検 体 名	回 数	頭 数	検体数
大学等教育機関	2	牛 卵巢・子宮	2	10	10
試験研究機関	2	牛 卵巢・子宮	2	9	9
		牛 卵巢	1	4	8

Ⅱ 食鳥検査業務

1 食鳥検査の状況

該当なし

2 認定小規模食鳥処理場

(1) 認定小規模食鳥処理場の処理状況

処 理 場 名	開場日数	処 理 羽 数		
		ブロイラー	成 鶏	
植 竹 商 店	207	-	9,363	※軍鶏(栃木しゃも等)を含む
御 料 牧 場	76	3,703	-	
学校法人 アジア学院	8	-	249	※H26年8月認定
合 計	291	3,703	9,612	

(2) 認定小規模食鳥処理場の監視日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
監視日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	13
監視件数	2	1	2	2	2	2	1	2	1	2	2	3	22

3 試験検査実施状況

(1) 試験検査実施状況(行政検査:食品衛生検査関係)

検査内容	検査羽数	検体数	残留有害物質				放射性セシウム
			抗生物質	合成抗菌剤	フルベンダゾール	残留農薬	
残留有害物質モニタリング検査	5	5	5	5	5	-	-
放射性セシウムモニタリング検査	10	10	-	-	-	-	10
合計	15	15	5	5	5	-	10

(2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内生産の健康な成鶏を対象に、「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知 平成21年4月1日事務連絡)に基づき、検査を行った。

項目	検査羽数	抗生物質 ^{*1}	合成抗菌剤 ^{*2}	フルベンダゾール ^{*3}
検査検体数	5	5	5	5
陽性件数	-	-	-	-

*1 検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

*2 検査法:平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

*3 検査法:平成17年1月24日付け食安発第0124001号中の「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」

(3) 放射性セシウムモニタリング検査

項目	検査羽数	放射性セシウム値(Bq/kg)			備考
		測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
成鶏	10	10	-	-	栃木県産: 10羽

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値:25Bq/kg

Ⅲ 学会・研修会等

1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)

年度	開催日	主催	演 題 名	講 師
19	10月10日	県南	食中毒予防と微生物学的 リスクアナリシス	山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 部長
	3月6日	県北	鶏の基礎知識と最近の衛生管理について ～フロイラーとは？地鶏とは？から 衛生管理まで～	神谷誠治 全国農業協同組合連合会 飼料畜産中央研究所 研究開発部 養鶏・養魚グループリーダー
20	10月23日	県南	畜産農家で行われている 牛白血病の診断法と対策	泉對 博 日本大学 生物資源科学部獣医学科 教授
21	1月21日	県南	食肉・食鳥肉の細菌制御	五十君 静信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
22	11月1日	県南	現場で問題になっている 豚の疾病について	石川 弘道 有限会社サミットペテリナリーサービス 代表取締役
23	12月7日	県南	家畜のストレスについて	青山 真人 宇都宮大学 農学部 生物生産科学科 准教授
24	11月14日	県南	生食肉の規格基準	山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 部長
25	10月30日	県北	と畜場におけるHACCP ～対米認定施設の実際～	柰代 俊枝 群馬県食肉衛生検査所 食肉検査第一係 係長
26	1月28日	県北	国内外のHACCPをとりまく現状 とHACCP導入事例	杉浦 嘉彦 株式会社鶏卵肉情報センター 代表取締役
27	12月2日	県南	と畜検査と病理学	宇根 有美 麻布大学 獣医学部 病理学研究室教授

2 調査研究発表

期日	学会・研修会	演題	発表者
11月20日	食検協病理部会 第71回病理研修会	牛の子宮の腫瘍	阿部 あすみ
1月19日	平成27年度食肉 衛生技術研修会・ 衛生発表会	同一雌牛にみられた子宮平滑筋腫と卵巣外のセルトリ細胞腫	阿部 あすみ
3月11日	生活衛生関係 業績発表会	牛枝肉におけるクロストリジウム属菌汚染調査	白井 幸路
		同一雌牛にみられた子宮平滑筋腫と卵巣外のセルトリ細胞腫	阿部 あすみ
		繁殖用経産豚枝肉の汚染実態について	鈴木 敦

牛枝肉におけるクロストリジウム属菌汚染調査

県北食肉衛生検査所 ○白井 幸路

1 はじめに

当所では、管内N食肉センター(以下、「Nセンター」とする)における牛及び豚枝肉の微生物汚染状況を把握し、その結果を衛生指導に活用することを目的として毎月1回以上の汚染調査を行っている。調査項目は、生菌数及び大腸菌群数、腸内細菌科菌群数に加え、食中毒起因菌として重要なサルモネラ属菌と腸管出血性大腸菌の有無である。クロストリジウム属菌は牛の消化管のみならず土壌等の自然界に広く分布し、解体作業に伴う腸管破損や牛被毛の汚れ等により枝肉を汚染する可能性があり、枝肉の衛生指標として利用可能である⁽¹⁾。一方で、同属菌種には食中毒起因菌である *Clostridium perfringens*(以下、CP)や *C. botulinum*のほか、品質や腐敗に関与する複数の菌種が含まれ、芽胞が加熱、乾燥、消毒薬等に対して高い抵抗性をもつことを考慮すると、その汚染状況を把握しその低減に努めることが重要である。

本調査では、Nセンターの牛枝肉におけるクロストリジウム属菌の汚染状況を明らかにするとともに、今後の衛生指導に役立てることを目的として実施した。

2 材料と方法

(1)材料

Nセンターに搬入され、と畜検査で合格となった牛30頭(黒毛和種去勢2頭、黒毛和種雌3頭、ホルスタイン種去勢3頭、ホルスタイン種雌22頭)を対象とした。解体処理およびと畜検査終了後、最終洗浄を行った枝肉右側の胸部及び肛門周囲部を100 cm²のふきとり枠(日水)を用いてガーゼタンポンにより拭き取り、部位ごとに10 mlの滅菌ペプトン加生理食塩水を加えて1分間スマッカー処理したものを試料原液とした。

(2)クロストリジウム属菌の検出

「食品衛生検査指針 微生物編(2015)」に記載されている嫌気性芽胞形成菌の測定方法に準じて実施した^[1]が、試料原液の加熱処理は60℃、10分間とした。36℃、24時間培養後、パウチ中の黒色集落数を計測した。黒色集落が確認できない場合は、48時間まで追加培養を行った。30検体中6検体は、4℃で28日間培養を行った。確認培養において嫌気性が確認された集落数から、各ふきとり部位の推定クロストリジウム属菌数(cfu/cm²)を算出した。クロストリジウム属菌と推定される集落が検出されなかったものは、検出なしとした。各部位から確認培養陽性となった分離菌を平板培地上の性状やグラム染色により分類し、簡易同定キット Api 20A(日本ビオメュー)を用いて菌種の同定を行った。

3 結果

牛枝肉におけるクロストリジウム属菌汚染状況を明らかにするため、胸部及び肛門周囲部をふきとり、嫌気性パウチを用いて調査した。パウチより釣菌した嫌気性集落のうち菌種の同定を試みたものは、すべてクロストリジウム属菌であり、クロストリジウム属菌が陽性であった枝肉は20頭(陽性率 66.7%)であった(表1)。推定クロストリジウム属菌数が3 cfu/cm²より少ないものが多数を占めたが、10 cfu/cm²より多く検出される部位も存在した。低

温性クロストリジウム属菌を検出するため、30 頭のうち 6 頭の胸部及び肛門周囲部それぞれについて 4℃、4 週間培養を行ったところ、36℃、24 時間培養におけるクロストリジウム属菌検出の有無に関わらず、すべての部位において黒色集落は検出されなかった。

表 1 牛枝肉におけるクロストリジウム属菌検出状況

	頭数 (%)	
検出あり	20	(66.7)
検出なし ¹⁾	10	(33.3)
合計	30	(100)

¹⁾48 時間培養後にも黒色集落が形成されなかった、又は確認試験において嫌気性集落が確認されなかった数

分離菌を同定することにより部位別の汚染原因菌を調査した結果、Api 20A において複数のクロストリジウム属菌の可能性が示された、または *Clostridium spp.*と判定されたため判定不能とした分離菌も存在したが、ふきとり部位にかかわらず CP が最も多く検出された。追加試験によりさらなる判定が必要な菌種も存在するが、*C. bifermentans*、*C. cadaveris*、*C. sordellii*と同定された。

4 考察

平成 27 年 4 月 1 日に施行されたと畜場法施行規則の一部改正においてと畜業者の講ずべき衛生措置の基準として HACCP を用いた衛生管理を行う基準が盛り込まれたように、と畜場内の衛生管理を徹底することにより、枝肉等の微生物汚染を低減することが求められている。これまでも指導を行ってきたにもかかわらず、N センターでは毎月実施している汚染調査において、生菌数が 10^3 cfu/cm² を超える部位や腸管出血性大腸菌の検出があり、より一層の衛生管理が必要な状況である。

本調査では牛枝肉のクロストリジウム属菌陽性率は 66.7%であった。イギリスにおける調査では CP 陽性率 29%、定量値は一般に 20/100 cm²(検体数 100)、日本国内では 24 検体の調査で CP 陽性率 0%との報告がある^[2, 3]。対象となる牛の種類や検体数が異なるために一概に比較はできないが、本調査結果が他の報告に比べ高い汚染率を示したことは、N センターにおいてさらなる衛生管理改善が必要であることを示唆している。

C. gasigenes、*C. estertheticum*、*C. algidixylanolyticum* 等の低温性クロストリジウム属菌は、真空包装した加工肉が 1.5~4℃で 2~4 週間貯蔵する間に変敗する、いわゆる”blown-pack” spoilage の原因菌とされている^[1]。一部の検体のみであるが調査した結果、36℃培養におけるクロストリジウム属菌推定数にかかわらず、4℃では黒色集落が形成されず、当センターにおける低温性クロストリジウム属菌の枝肉汚染は低いと考えられた。

本調査で同定されたクロストリジウム属菌は CP が最も多く、枝肉汚染の原因の多くが CP であることが推察された。食中毒起因菌となる CP はエンテロトキシン産生能を有する耐熱性芽胞形成菌が大部分であるが、エンテロトキシンを産生せずイオタ毒素様エンテロトキシンを産生する菌、易熱性芽胞形成菌、レンチナーゼ非産生菌、カナマイシン感受性菌による食中毒事例も報告されている^[4]。本調査では分離菌を簡易同定キットにより菌種の同定を行ったのみであるので、今後は、菌の分類や毒素産生性、芽胞の耐熱性等を検討することにより、牛枝肉

はじめに

管内と畜場に搬入されたホルスタイン種の雌牛で、解体後検査において子宮及び卵管采付近に大きさのほぼ等しい腫瘍 2 つを認めた。多発した子宮平滑筋腫を疑い精査したところ、一方は子宮平滑筋腫、他方は卵巣外のセルトリ細胞腫と診断された。雌動物におけるセルトリ細胞腫のほとんどは卵巣に発生するものであり、卵巣外のセルトリ細胞腫は非常に稀なものと考えられたため、本症例の概要について報告する。

材料及び方法

(1) 材料

症例は牛、ホルスタイン種、雌の 178 ヶ月齢で、平成 26 年 12 月 3 日に管内と畜場に一般畜として搬入され、病歴の詳細は不明であった。生体検査では削瘦の他に特に異常を認めなかった。解体後検査で子宮及び卵管采付近に 2 つの腫瘍を認めたため、子宮及び卵巣を一部廃棄とし、これを検索材料とした。当該牛では子宮の他に肝炎の診断名で肝臓が廃棄となっており、その他の臓器に著変は認められなかった。

(2) 方法

採材した子宮及び卵巣と腫瘍を肉眼的に精査した後、20%中性緩衝ホルマリン液で固定し、定法に従ってパラフィン切片を作製し、HE 染色を施して検鏡した。必要に応じて特殊染色 (PAS 染色、AZAN 染色) 及び免疫組織化学染色を実施した。免疫組織化学染色は、一次抗体として抗 α SMA 抗体、抗 Desmin 抗体、抗 Inhibin α 抗体、抗 S-100 抗体 (以上すべて Dako) を用い、二次抗体にはヒストファインシンプルステイン MAX-PO (MULTI) (ニチレイ) を使用した。

成績

(1) 肉眼所見

子宮角頭側漿膜面および卵管采付近に、直径約 6 cm の腫瘍を 1 つずつ認めた (図 1)。子宮角腫瘍 (以下、腫瘍①) は漿膜面下に位置し、断面は膨隆し淡桃色～乳白色で、白色線維性の間質による無秩序な分画と不明瞭な小結節が認められた (図 2)。卵管采付近の腫瘍 (以下、腫瘍②) は肉眼的に卵巣との連続性は認められず、表面には卵管采の一部と思われる薄い膜が張り付いていた (図 3)。内部の組織は密で、刀割時に抵抗を感じた。断面はやや膨隆して乳白色を呈し、肉眼的には均一な組織からなる腫瘍だった。子宮内膜に充血等は認められず、左右卵巣は約 2 cm × 5 cm で、いずれにも異常は認められなかった。

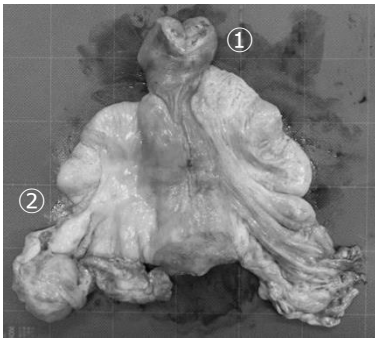


図 1. 全体像. 子宮角漿膜面に腫瘤①, 図 2. 腫瘤①の剖面.

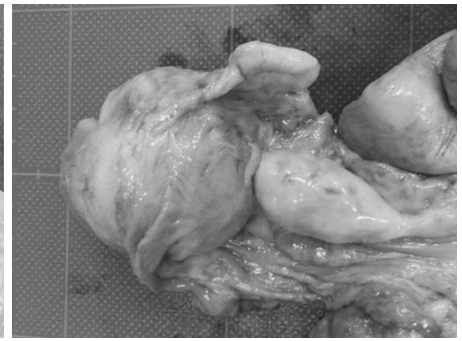


図 3. 腫瘤②の拡大像. 肉眼的に卵巣との連続性は認められなかった.

(2) 組織所見

腫瘤①：腫瘤内部では、紡錘形の核と細胞質をもつ腫瘍細胞が不規則に交差する束状や波状の配列をとって増殖し、**Herring-bone pattern** 様配列もみられた (図 4)。核および細胞の異型性は低く、分裂像は認められなかった。腫瘍細胞間には硝子化した無構造の物質がしばしば認められた。Azan 染色では細胞間に細い膠原線維が認められ、細胞間の無構造物質は青色に染色された。免疫染色では、腫瘍細胞の細胞質は **Desmin** および α **SMA** に強陽性を示し、一部の腫瘍細胞の核および細胞質が **S-100** 蛋白に弱陽性を示した。

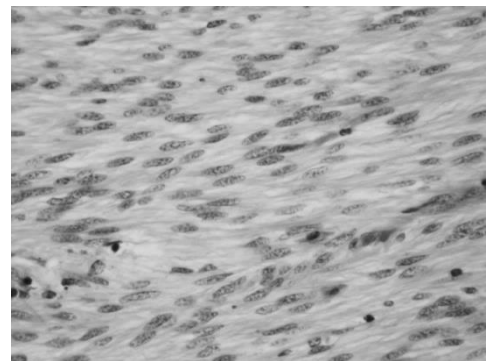


図 4. 腫瘤①内部では紡錘形の腫瘍細胞が束状の配列をとって増殖していた。

腫瘤②：腫瘤は線維性の被膜で覆われ、被膜内への腫瘍組織の浸潤が認められた。腫瘤内部は線維性の間質で胞巣状に仕切られ、円形～楕円形の核をもつ紡錘形の腫瘍細胞が胞巣壁に垂直に沿って柵状に配列していた (図 5)。大部分の腫瘍細胞の核では大小不同や異型性は軽度だったが、異型性の高い巨大な核をもつ腫瘍細胞や分裂像も散見された。一部の胞巣の内部には、PAS 染色に陽性を示し同心円構造をもつ物質とその周囲に細胞が配列する、**Call-Exner** 小体様構造も認められた (図 5 挿入図)。免疫染色では腫瘍細胞の細胞質が **Inhibin α** に、細胞質および核が **S-100** 蛋白に陽性を示した。

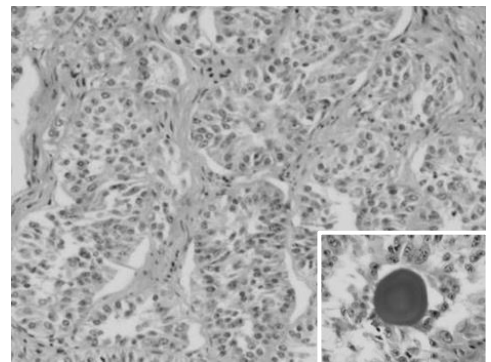


図 5. 腫瘤②は線維性間質で胞巣状に区切られ、セルトリ細胞を思わせる紡錘形細胞が胞巣壁に垂直に配列していた。(挿入図: Call-Exner 小体様構造)

卵巣と腫瘤実質との連続性は、組織切片においても確認されなかった。

(3) 組織診断名

腫瘤①：子宮平滑筋腫

腫瘤②：卵巣外のセルトリ細胞腫

考察

と畜場で遭遇する牛の生殖器腫瘍で頻度の高いものには、牛白血病における子宮のリンパ肉腫病変と卵巣原発の顆粒膜細胞腫がある。管内と畜場では牛白血病にしばしば遭遇するが、本症例の腫瘍の断面は牛白血病のものとは異なっており病変も局限していたため、牛白血病を否定し病変部の一部廃棄とした。肉眼所見と好発部位から顆粒膜細胞腫の可能性も低いと考え、子宮平滑筋腫の多発例を疑って精密検査を開始した。

腫瘍①は紡錘形細胞のほぼ均一な増殖からなり、核及び細胞の異型性が低いことと細胞分裂が見られなかったことから良性腫瘍と判断した。組織診断として平滑筋腫、線維腫及び末梢神経鞘腫が考えられたため、これらの鑑別を行うために免疫組織化学的検索を実施した。その結果、紡錘形細胞は Desmin 及び α SMA に強陽性を示し、S-100 蛋白にはほとんどが陰性であったことから、腫瘍①は子宮平滑筋腫と診断した。

腫瘍②は線維性間質により管腔または胞巣状に区切られ、紡錘形の細胞がその壁に垂直に配列し、低倍では一見精巣組織のように見えた。鑑別診断としてセルトリ細胞腫と顆粒膜細胞腫（セルトリ細胞腫型）のほかに発生異常により生じた精巣組織も挙げられたが、異型性の高い細胞や分裂像が散見されたことから精巣組織の可能性は否定し、腫瘍であると考えた。

セルトリ細胞と顆粒膜細胞はそれぞれ精巣と卵巣において、生殖細胞を支持しエストロジオールやインヒビンといったホルモンを産生する、形態的・機能的に相同な役割を持つ細胞である^[1]。腫瘍②の内部では全範囲にわたってセルトリ細胞腫に典型的にみられる柵状配列が観察されたが、一方で顆粒膜細胞腫に特徴的に見られる Call-Exner 小体様構造も散見されたため、組織診断名をいずれの腫瘍にするか判断に苦慮した。参考までに免疫組織化学染色も実施したが、これら 2 つの腫瘍を鑑別することのできる抗体は現在のところ知られておらず^[2]、人の臨床病理においても性索間質性腫瘍間の鑑別には免疫組織化学はほとんど役立たないとされている^[3]。そのため、本症例では腫瘍細胞が柵状配列を示している組織像を重視し、腫瘍②をセルトリ細胞腫と診断した。

雌個体に発生するセルトリ細胞腫は非常に稀であり、またそのほとんどは卵巣に発生する。動物においては卵巣でのセルトリ細胞腫及び性索間質性腫瘍や卵巣外の顆粒膜細胞腫の報告はあるものの、卵巣外のセルトリ細胞腫は報告されていない。卵巣外の顆粒膜細胞腫の由来として異所性の性腺が挙げられており、本症例でも発生過程で遺残した生殖腺からセルトリ細胞腫が発生した可能性がある。その他の機序として、排卵時に開口した卵胞から放出された顆粒膜細胞からの発生も考えられた。

今回の症例では、当初は 2 つの腫瘍が同じ成分であると考えていたが、組織学的に精査したところ別の腫瘍が同時に発生した症例であった。肉眼的には類似している腫瘍や病変でも、組織学的に精査すると異なる由来や機序によるものである可能性を常に念頭に置き、先入観を持って検査に臨むことのないよう注意したい。

引用文献

- [1]. 中尾敏彦ほか編. 獣医繁殖学 第 4 版, 文永堂出版 (2012)
- [2]. 窪田郁子ほか, Call-Exner 小体に類似した硝子様好酸性物質を伴う希な病理組織像を示す犬のセルトリ細胞腫の 1 例, 岩獣会報(IwateVet.), 41(2), 48-51 (2015).
- [3]. 臨床と病理 Vol.32 臨時増刊号 免疫組織化学診断と治療選択の指針一, 文光堂 (2014)

を汚染している CP の特性を明らかにする予定である。

本調査は特定の時期に少数の検体数で実施した結果であるため、と畜順や対象牛の品種や性別等の比較ができなかった。今後は、年間を通じて調査を継続するとともに検体数を増やすことが必要である。加えて、糞便や腸内容物、被毛等の汚れからも菌分離を試みることにより汚染原因を特定し、と畜場内でより適切な衛生管理が行われるよう指導に役立てていきたい。

5 参考文献

- [1] 公益社団法人日本食品衛生協会. 食品衛生検査指針 微生物編(2015)
- [2] 動物性食品の HACCP 研究班編. HACCP:衛生管理計画の作成と実践 データ編, 中央法規 (1997)
- [3] 竹内ら. 食肉センターにおける枝肉等の細菌汚染調査結果について, 平成 16 年度愛知県食肉センター事業概要
- [4] 国立感染症研究所感染症情報センター. 感染症発生動向調査週報, 2006(33)

繁殖用経産豚枝肉の汚染実態について

県北食肉衛生検査所

○鈴木 敦

県南食肉衛生検査所

小林 清美 大橋 衣映

1 はじめに

県南食肉衛生検査所(以下、県南食検)では厚生労働省通知¹⁾に基づき、肥育豚を調査対象として枝肉の微生物汚染実態調査を実施している。管内R食肉センターでは、週2回それぞれ130頭前後処理している豚のうち10頭前後は繁殖用経産豚(以下、大貫)が占める。大貫は、肥育豚に比べ体表に糞便の付着が多く体型が大きいことが特徴であるが、そのため解体作業が難しく枝肉が汚染されやすいと推定される。加えて、R食肉センターでは大貫と肥育豚が区別されることなく処理され、大貫がラインを汚染し、続いて解体処理される肥育豚の枝肉をも汚染している危険性も考えられる。しかし、これまで県南食検では大貫枝肉の微生物汚染状況等については調査を行っていなかった。

そこで、R食肉センターの大貫枝肉の微生物汚染状況及び肥育豚枝肉に及ぼす影響を明らかにすることを目的として本調査を実施した。

2 材料及び方法

(1) 材料

平成27年10月から12月までにR食肉センターにおいてと殺解体された大貫21頭、大貫直後(と畜順が大貫の1頭後)にと殺解体された肥育豚(以下、直後豚)9頭及び大貫直後以外に処理された肥育豚(以下、中間豚)16頭を調査対象とした。拭き取りは枝肉の最終洗浄後に行い、枝肉の胸部および肛門周囲部(以下、肛門部)を100 cm²のふき取り枠(日水)及び滅菌スポンジを使用して行った。

(2) 方法

ア 生菌数測定法

拭き取り検体は滅菌リン酸緩衝液を用いて100倍、1000倍、10000倍の段階希釈し、ペトリフィルム™生菌数測定用ACプレート(3M)に試料1 mlを各希釈に2枚ずつ接種し、35℃好気条件下で48±3時間培養した後、各プレートにおけるコロニー数を計測し拭き取り部位1 cm²あたりの細菌数(cfu/cm²)を算出した。

イ 大腸菌群数測定法

拭き取り検体は滅菌リン酸緩衝液を用いて10倍希釈し、ペトリフィルム™大腸菌群数測定用CCプレート(3M)に試料1 mlを2枚ずつ接種し、35℃好気条件下で24±2時間培養後各プレートにおけるコロニー数を計測し、拭き取り部位1 cm²あたりの大腸菌群数(cfu/cm²)を算出した。

3 結果

大貫(n=21)、直後豚(n=9)、中間豚(n=16)の調査結果、及び平成24～26年度の実態調査結果²⁾のうち今回の調査と同時期である10月から12月の豚(以下、平均豚:n=45)の胸部及び肛門部の生菌数の幾

何平均を図1に、大腸菌群数の幾何平均を図2に示した。

胸部生菌数の幾何平均は、大貫 405.0 cfu/cm²、直後豚 411.3 cfu/cm²、中間豚 225.5 cfu/cm²、平均豚 89.4 cfu/cm²であった。肛門部生菌数については、大貫 79.2 cfu/cm²、直後豚 43.6 cfu/cm²、中間豚 62.1 cfu/cm²、平均豚 62.4 cfu/cm²であった。

胸部大腸菌群数の幾何平均は、大貫 0.4 cfu/cm²、直後豚 0.4 cfu/cm²、中間豚 0.5 cfu/cm²、平均豚 0.4 cfu/cm²であった。肛門部大腸菌群数については、大貫 0.4 cfu/cm²、直後豚 0.3 cfu/cm²、中間豚 0.6 cfu/cm²、平均豚 0.3 cfu/cm²であった。

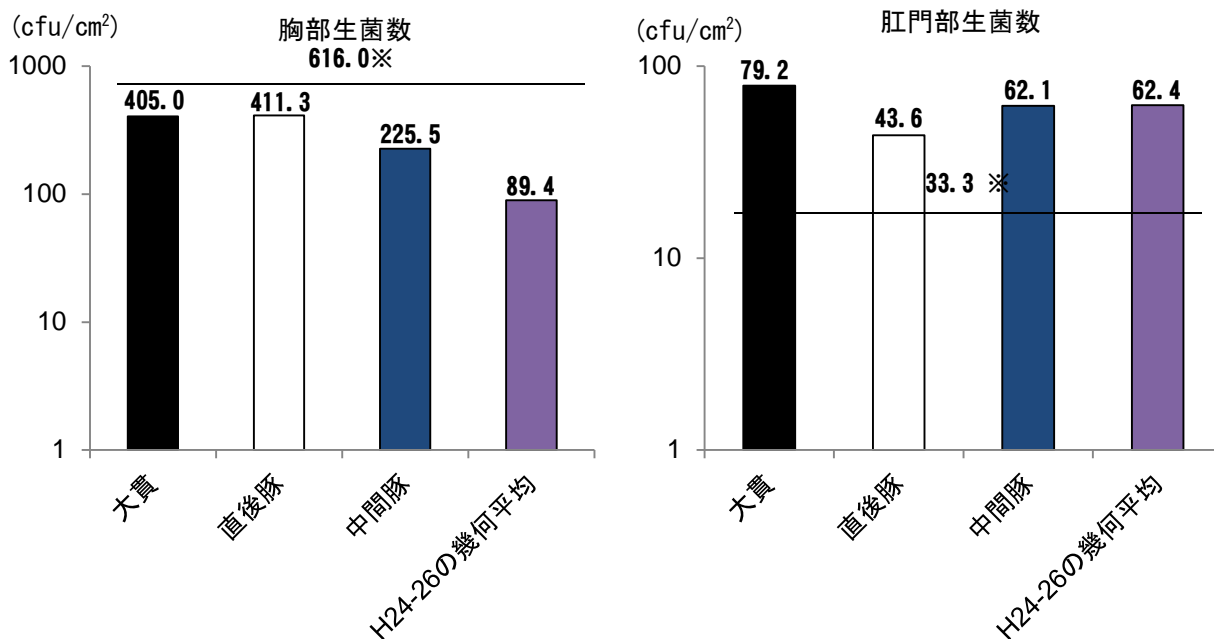


図1 胸部(左)及び肛門部(右)生菌数の幾何平均

※ 平成26年度全国幾何平均値¹⁾

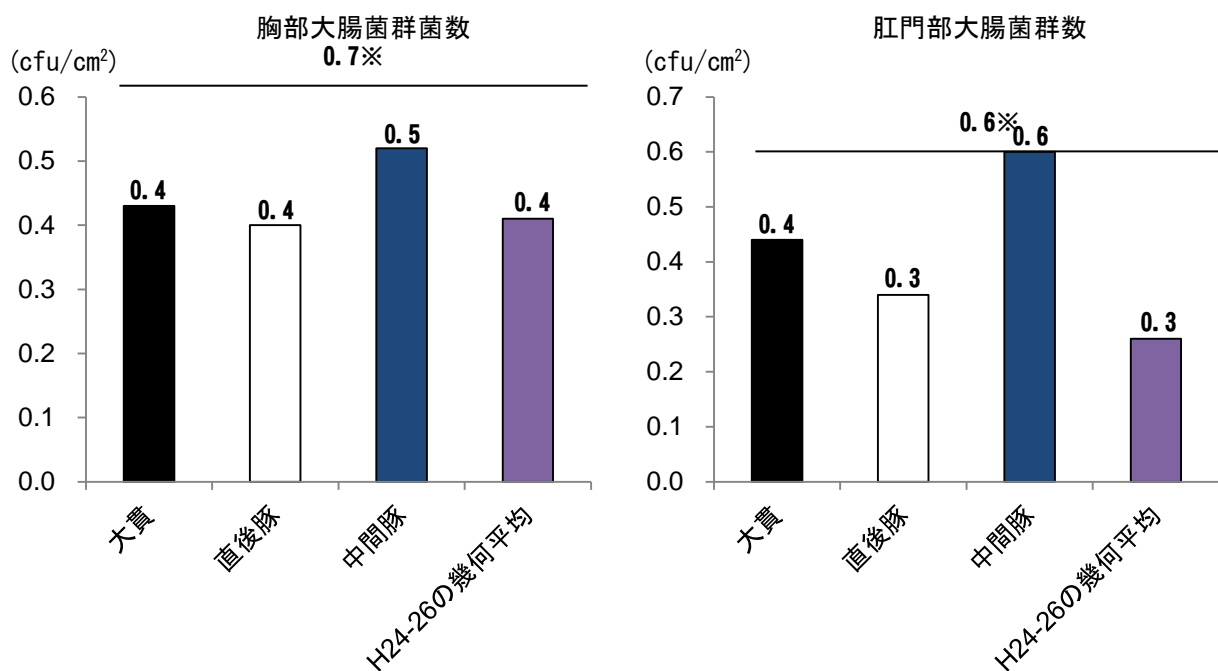


図2 胸部(左)及び肛門部(右)大腸菌群数の幾何平均

※ 平成26年度全国幾何平均値¹⁾

4 考察

今回の調査において、大貫と直後豚の胸部生菌数が比較的高い傾向を示し、その他の項目については明らかな傾向を把握することはできなかった。R 食肉センターにおいては、大貫のと殺解体処理について、生体の洗浄不足や解体作業中に消化管を破損するケースが肥育豚よりも目立つことから、大貫枝肉が汚染されるとともに解体処理ライン等を介して直後豚枝肉を汚染している可能性を示唆するものであり、大貫の汚染低減が肥育豚の枝肉汚染改善にもつながると思われる。

以上から、推定される汚染ポイントのうちから表に示したものを重要なものとし、具体的な改善策を示して R 食肉センターが取り組むよう指導し、改善後の状況を再度調査して検証していく必要がある。特に、1 頭ごと又は汚染の都度の手指・ナイフの洗浄消毒ができていない状況のため、これらを確実に実施できるよう衛生指導を強化していきたい。加えて、生体洗浄について、十分な洗浄時間を設定し、その効果を目視により確認することで十分な汚染低減が期待できることから、確実な実施に向けて指導を継続していくことが重要であると思われる。

表 R 食肉センターにおける枝肉汚染低減のための改善策

改善のポイント	改善策
① 手指・ナイフ消毒	・1 頭ごと、又は汚染の都度の確実な洗浄消毒
② 生体洗浄	・洗浄時間の延長 ・洗浄状況の目視確認
③ 内臓摘出	・消化管破損防止のための衛生教育等
④ スキンナー	・消毒装置の適正稼働

5 引用文献

- 1) 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課：平成 26 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について
- 2) 県南食肉衛生検査所：平成 24 年度事業概要, 18-19、平成 25 年度事業概要, 18-19、平成 26 年度事業概要, 18-19

IV その他

1 案内図

